



平成 30 年 2 月 吉日

経理・税務 ご担当者殿

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃よりシティバンク、エヌ・エイ東京支店に格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、弊行東京支店は、貴社から弊行東京支店への利子の支払いにつき源泉徴収を行う必要のないことを証する「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書」及び「外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書」（参照）の更新を致しましたので、ここにお知らせ致します。

何かご不明な点がございましたら、税務部 電話番号 03（6776）3215 までお問い合わせ下さい。

敬具

シティバンク、エヌ・エイ東京支店
税務部長 大島 秀平

（参照）

貴社の外国銀行からの借入金（貿易金融、当座借越などを含む）の利子につきましては、所得税法第 212 条第 1 項の規定により、その利子の支払者（貴社）が、その利子の支払いの際、20.42%の所得税（復興所得税を含む）を源泉徴収することが原則とされています。しかしながら、添付の通り、弊行東京支店は、貴社からのその利子の支払いにつき源泉徴収を行う必要のないことを証する「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書」及び「外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書」の交付を麹町税務署より受けております。したがって、弊行東京支店へ利子を支払っていた際、源泉徴収をしていただく必要はございません。「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書」はローン利息やオーバードラフト利息等の一般的な貸付金利子の支払いに係る源泉免除証明書です。「外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書」は銀行預金利息や振替社債利息の支払いに係る源泉免除証明書で、主に金融機関さま向けの証明書です。当該証明書の取り扱いでございますが、貴社に税務当局から照会がありました場合には提示を求められることも十分に考えられますので、有効期限（平成 31 年 2 月 16 日）を経過した後も大切に保管していただけますようお願い申し上げます。

① 外国法人の	本店又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国サウスダコタ州、スー・フォールズ、イースト60ストリート・ノース701
	名 称	シティバンク、エヌ・エイ
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
	名 称	シティバンク、エヌ・エイ
③ 上記の者は、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成31年 2月16日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 項第 4 号(裏面 2 (5)を参照してください。)、第 5 号(裏面 2 (6)を参照してください。)、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号、第 13 号又は第 14 号に掲げる国内源泉所得で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。 平成30年 2月16日 財務事務官 麹 町 税務署長 大角 良昭 		

注 意 事 項

1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
- (2) 証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。

この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。

- (3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
- (4) この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他の対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
- (5) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。

2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
- (2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。
- (3) この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - ① 有効期限を経過したとき
 - ② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
- (4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。
- (5) 所得税法第 161 条第 1 項第 4 号に掲げる国内源泉所得にあっては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限りします。
- (6) 所得税法第 161 条第 1 項第 5 号に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限りします。

① 外国法人の	本店又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国サウスダコタ州、スー・フォールズ、イースト60ストリー ト・ノース701
	名 称	シティバンク、エヌ・エイ
② 日本における法 人税の納税地に ある事務所等の	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
	名 称	シティバンク、エヌ・エイ
③ 上記の者は、所得税法施行令第304条各号に規定する要件を備えていると認められま すから、この証明書の発行の日から平成31年2月16日までの間に上記の者の国外 営業所に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に掲げる所得については、その支払者は 所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。 平成30年2月16日 麹町 税務署長 財務事務官 大角 良昭 		

注 意 事 項

1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第8条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
- (2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第180条第1項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。
この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
- (3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
- (4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
- (5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。
- (6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。

2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
- (2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。
- (3) この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - ① 有効期限を経過したとき
 - ② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
- (4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。